

八職工大竹茹一方ニ集合シ善後謀ニツキ協賛

八職工大竹茹一方ニ集合シ善後謀ニツキ協賛  
 任派トテ遊ガ午後三時午議園本部ヨリ幹部ハ出頭刊  
 六名、末ノ菊田善五郎河田實治(舊職者)岡松美ノ三名  
 来會セルヨリ種々意見ノ交換ヲ爲シタル上忘  
 ノ條件ヲ提出シ十日午前中ニ回答ヲ得ルコト  
 一ナリ會見ヲ終リ其後軟派ハ變リニ同志ノ糾  
 合ニ奔走シ居ル模様ナリ  
 一今後ノ行動ハ凡テ合議制トセラレ度シ  
 一軟派ヨリ三名ノ交渉委員ヲ出スコト  
 一右ノ條件ヲ容レカル時ハ吾々ハ午議園ト分  
 離シ自由行動ヲ採ルコト  
 追ッテ出勤職工ハ從前ト大差ナリ百六十名内  
 外ニテ平日ト全操作業ニ從事シ居レリ

右及申(通)報亥也

通告

(四月九日会社ヨリ各職業職工) 自定ニ送付せんモノ

過日諸君の一部より要求書ノ提出ありまゝ左から委員と面  
 會シ話し其趣旨を聽取り去月二十九日其要求に對シ会社ヨ  
 考へて回答しまゝ左此回答は委員から一般に説明する様依頼して  
 おいたから諸君に十分徹底して居ること一信じて居りました近  
 頃どうも能く通じて居らぬ様な噂を聞きまゝ左若しそうとすれば思  
 ちまらぬこと下誠は強々危なあり又諸君にお氣の毒なありますか  
 ら茲に回答の要旨を通知します之に依つて會社の誠意のある如  
 きを解して貰はたいのであります  
 一、當会社右工場ノ工賃は兎も時折増減はなつて居るは永年の間調  
 査研究の結果斯の如く改下したのてあるから之を日給制に復旧  
 する理由を認めぬ従つて八時日給にするも當否もせぬ而し諸君  
 が要求の精神は日給制や八時日給でなくまだ收入の増加を本むる  
 訳でもなく結局定額時日給を上げて貰はたいと云ふ事であり  
 ましたから之を對し「或る時期に於て時間給を茲今増加する

通告